

報告 個人情報保護法制化の動きと 地域がん登録事業

大島 明
大阪府立成人病センター調査部

1. 個人情報保護法制化の動き

本ニュースレターNo. 7(2000年8月)で報告したように、2000年2月に高度情報通信社会推進本部(7月からIT戦略本部と改称)に設置された個人情報保護法制化専門委員会は、その後約8ヶ月間に28回の会合を開くなど精力的に法制化の作業を進めた。6月には「個人情報保護基本法制に関する大綱案(中間整理)」を公表してパブリックコメントを求め、大綱案(素案)、大綱案(素案修正版)、大綱案を経て、10月11日には「個人情報保護基本法制に関する大綱」を政府に提出した(大綱は官邸のホームページから入手できる：<http://www.kantei.go.jp/jp/it/privacy/houseika/taikouan/1011taikou.html>)。この大綱に基づき個人情報保護基本法案が作成され、2001年1月から始まる通常国会に提出される予定である。

2. 個人情報保護基本法制に関する大綱の概略と 地域がん登録事業

「素案」と「素案修正版」では、個人情報を「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により特定の個人を識別できるもの」と定義していたが、大綱では「個人に関する情報であって、個人が識別可能なもの」とするにとどまった。

その上で、大綱は個人情報保護の取り扱いに関して次のような5つの基本原則を示している； 利用目的による制限：個人情報は、その利用目的が明確にされるとともに、当該利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱われること。 適正な方法による取得：個人情報は、適法かつ適正な方法によって取得されること。 内容の正確性の確保：個人情報は、その利用目的の達成に必要な範囲内において正確かつ最新の内容に保たれること。 安全保護措置の実施：個人情報は、適切な安全保護措置を講じた上で取り扱われること。 透明性の確保：個人情報の取扱いに関しては、個人情報において識別される個人による適切な関与が認められ、必要な透明性が確保されること。

賛助(寄付)団体(敬称略、順不同)

(財)日本対ガン協会* (財)大阪対ガン協会

明治生命保険相互会社 朝日生命保険相互会社
住友生命保険相互会社 日本生命保険相互会社
第一生命保険相互会社

アメリカンファミリー生命保険会社*

(財)大同生命厚生事業団 郵政省簡易保険局
マニライフセンチュリー生命保険株式会社*

三共株式会社	アストラゼネカ株式会社
富士レビオ株式会社	日本ロシユ株式会社(関西)
伏見製薬株式会社	武田薬品工業株式会社
大鵬薬品工業株式会社	三井製薬株式会社
エーザイ株式会社	日本ワイズレダリー株式会社
堀井薬品工業株式会社	日本化薬株式会社
大塚製薬株式会社	塩野義製薬株式会社
バルティスファーマ株式会社*	シェリング・プラウ株式会社
日本ロシユ株式会社(本社)	ファルマシア・アップジョン株式会社*

株式会社ウイッツ

(*印は2口)

さらに、個人情報取扱事業者(仮称)の義務等の中で、「一般的に合理的と考えられる範囲を超えて利用目的を変更してはならない」、すなわち、「目的変更は、当初の目的との関連性から社会通念上本人に不測かつ不当な権利利益の侵害が生じるおそれがない範囲内にとどめるべきである」、「個人情報を取得する場合には、利用目的を本人に通知し、又は公表等を行わなければならない」、「あらかじめ本人の同意がある場合及び生命又は財産の保護のために緊急に必要がある場合」を除き「個人情報を第三者に提供してはならない」などとしている。

大綱に示された上記の原則や義務がそのまま除外規定なしに個人情報保護基本法にとりいれられると、医療機関が保有する診療情報や健診活動の中で収集した生活習慣や検査値に関する情報を、本人への診療や健診の目的以外の研究に使用する場合や第三者に提供する場合に、本人からの同意を取ることが必要となる。しかし、がんなどで病名告知していない場合や対象者が多数の場合などでは本人に対してきちんとした説明をした上で

目次

報告	1	研究班便り	6
賛助団体紹介	1	随想	6
第22回IACR参加案内	4	編集後記	7
第9回総会研究会報告	5	お知らせ	8